

平成23年第2回定例会 壱岐市議会 会議録(第1日)

議事日程(第1号)

平成23年6月10日 午前10時00分開会、開議

日程第1	会議録署名議員の指名	1番 久保田恒憲 2番 呼子 好
日程第2	会期の決定	18日間 決定
日程第3	諸般の報告	議長 報告
日程第4	行政報告	市長 説明
日程第5	承認第3号	壱岐市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
日程第6	承認第4号	平成22年度壱岐市一般会計補正予算(第7号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
日程第7	承認第5号	平成22年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
日程第8	承認第6号	平成22年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
日程第9	承認第7号	平成22年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第5号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
日程第10	承認第8号	平成22年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第3号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
日程第11	承認第9号	平成23年度壱岐市一般会計補正予算(第1号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
日程第12	承認第10号	平成23年度壱岐市一般会計補正予算(第2号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
日程第13	報告第1号	平成22年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第14	報告第2号	平成22年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第15	報告第3号	平成22年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	市民部長	説明
日程第16	報告第4号	平成22年度壱岐市水道事業会計予算の繰越計算書の報告について	建設部長	説明
日程第17	議案第47号	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	総務部長	説明
日程第18	議案第48号	壱岐市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について	総務部長	説明
日程第19	議案第49号	壱岐市税条例の一部改正について	市民部長	説明
日程第20	議案第50号	壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正について	病院部長	説明
日程第21	議案第51号	壱岐市学校給食センター等設置条例の制定について	教育次長	説明
日程第22	議案第52号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域変更について	農林水産部長	説明
日程第23	議案第53号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域変更について	農林水産部長	説明
日程第24	議案第54号	平成23年度壱岐市一般会計補正予算(第3号)	財政課長	説明
日程第25	議案第55号	平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	保健環境部長	説明
日程第26	議案第56号	平成23年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	建設部長	説明
日程第27	議案第57号	平成23年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	建設部長	説明
日程第28	議案第58号	平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第1号)	市民部長	説明
日程第29	発議第4号	指定外来種等による生態系等に係る被害の防止に関する条例の制定について	提出議員	説明
日程第30	請願第1号	壱岐市特別養護老人ホーム建設予定地に関する請願	紹介議員	説明、質疑なし

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員(20名)

1番	久保田恒憲君	2番	呼子好君
3番	音嶋正吾君	4番	町田光浩君

5番 深見 義輝君	6番 町田 正一君
7番 今西 菊乃君	8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 中村出征雄君	12番 鷓瀬 和博君
13番 中田 恭一君	14番 榊原 伸君
15番 久間 進君	16番 大久保洪昭君
17番 瀬戸口和幸君	18番 市山 繁君
19番 小金丸益明君	20番 牧永 護君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君	事務局次長 米村 和久君
事務局係長 吉井 弘二君	事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長兼病院部長	久田 賢一君
教育長	須藤 正人君	総務部長	堤 賢治君
企画振興部長	浦 哲郎君	市民部長	山内 達君
保健環境部長	山口 壽美君	建設部長	後藤 満雄君
農林水産部長	榊崎 文雄君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	川原 裕喜君	教育次長	村田 正明君
病院管理課長	左野 健治君	消防本部消防長	松本 力君
会計管理者	宇野木真智子君		

午前10時00分開会

議長（牧永 護君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。ただいまから平成23年第2回壱岐市議会定例会を開会します。

議事に入る前に、職員の紹介の申し出がっております。久田副市長。

副市長兼病院部長（久田 賢一君） 皆さん、おはようございます。本年度の初議会でございますので、議会の出席職員の紹介をさせていただきます。

まず、前列の右側から、企画振興部長の浦でございます。

企画振興部長（浦 哲郎君） よろしく申し上げます。

副市長兼病院部長（久田 賢一君） 総務部長の堤でございます。

総務部長（堤 賢治君） よろしく申し上げます。

副市長兼病院部長（久田 賢一君） 市民部長の山内でございます。

市民部長（山内 達君） よろしく申し上げます。

副市長兼病院部長（久田 賢一君） 保健環境部長の山口でございます。

保健環境部長（山口 壽美君） よろしく申し上げます。

副市長兼病院部長（久田 賢一君） 後列に行きまして、総務課長の久間でございます。

総務課長（久間 博喜君） よろしく申し上げます。

副市長兼病院部長（久田 賢一君） 財政課長の川原でございます。

財政課長（川原 裕喜君） よろしく申し上げます。

副市長兼病院部長（久田 賢一君） 建設部長の後藤でございます。

建設部長（後藤 満雄君） よろしく申し上げます。

副市長兼病院部長（久田 賢一君） 農林水産部長の榊崎でございます。

農林水産部長（榊崎 文雄君） よろしく申し上げます。

副市長兼病院部長（久田 賢一君） 教育次長の村田でございます。

教育次長（村田 正明君） よろしく申し上げます。

副市長兼病院部長（久田 賢一君） 病院管理課長の左野でございます。

病院管理課長（左野 健治君） よろしく申し上げます。

副市長兼病院部長（久田 賢一君） 消防長の松本でございます。

消防長（松本 力君） よろしく申し上げます。

副市長兼病院部長（久田 賢一君） 会計管理者の宇野木でございます。

会計管理者（宇野木眞智子君） よろしくお願いたします。

副市長兼病院部長（久田 賢一君） どうぞよろしくお願いたします。

議長（牧永 護君） 議会事務局職員の異動もあっておりますので、御紹介いたします。米村次長です。

事務局次長（米村 和久君） 米村です、よろしく申し上げます。

議長（牧永 護君） これから、議事日程表第1号により、本日の会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（牧永 護君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、1番、久保田恒憲議員、2番、呼子好議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

議長（牧永 護君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期につきましては、去る5月28日、議会運営委員会が開催され、協議をされておりますので、議会運営委員長に対し協議結果の報告を求めます。豊坂議会運営委員長。

〔議会運営委員長（豊坂 敏文君） 登壇〕

議会運営委員長（豊坂 敏文君） 議会運営委員会の報告をいたします。

平成23年第2回吉崎市議会定例会の議事運営について協議のため、去る5月28日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について報告します。

会期日程案につきましては、各議員のお手元に配付しております。本日から6月27日までの18日間と申し合わせをいたしました。

本定例会に提案されます案件は、条例制定2件、条例改正3件、平成23年度補正予算5件、その他3件、承認8件、報告4件の合計25件となっております。

また、請願1件、陳情1件を受理しておりますが、お手元に配付のとおりであります。

本日は会期の決定、議長の報告、市長の行政報告の後、本日送付されました議案の上程、説明を行います。

6月11日から16日まで休会としておりますが、一般質問並びに質疑についての通告をされる方は、6月13日の正午までに提出をお願いします。

6月17日は議案に対する質疑を行い、質疑終了後、報告及び承認案件を除き、所管の委員会へ審査付託を行います。質疑をされる場合は、できる限り事前通告をされるようお願いをします。

なお、上程議案のうち平成23年度一般会計補正予算については、特別委員会を設置して審査すべきということを確認いたしましたので、よろしくをお願いします。

6月20日と21日の2日間で一般質問を行います。

質問の順序は受け付け順の「くじ」により番号の若い順とし、質問時間については、答弁を含め50分の制限とします。

また、質問回数については、制限しないこととします。

同一趣旨の質問につきましては、質問者間でぜひ調整をお願いしたいと思います。

また、通告書についても、市長の適切な答弁を求める意味からも、質問の趣旨を明快に記載されるよう、あえてお願いします。

6月22日と23日を委員会開催日としております。

6月27日、本会議を開催し、各委員長の報告を受けた後、議案等の審議・採決を行い、全日程を終了したいと思います。

なお、本定例会会期中に契約案件2件と人事案件2件が追加議案として提出される予定ですが、契約案件については所管の委員会へ審査付託を行い、人事案件については委員会付託を省略し、全員審査を予定しております。

以上が、第2回定例会の会期日程案でございます。円滑な運営に御協力を賜りますようお願いを申し上げ、報告いたします。

〔議会運営委員長（豊坂 敏文君） 降壇〕

議長（牧永 護君） お諮りします。本定例会の会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月27日までの18日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から6月27日までの18日間と決定いたしました。

日程第3．諸般の報告

議長（牧永 護君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成23年第2回吉岐市議会定例会に提出され、受理した議案等は25件、請願1件、陳情1件であります。

次に、監査委員より例月出納検査等の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧をお願いします。

次に、系統議長会であります。

5月24日「平成23年度長崎県市議会議長会定期総会」が、雲仙市において開催されました。会議では、平成22年度事務報告及び決算報告を承認、また、平成23年度予算並びに各市からの提出の25議案及び九州市議会議長会へ提出の3議案について審議がなされ、それぞれ可決・決定されたところであります。

なお、本市からは、「医師確保対策」と「離島航路維持のための財政支援」の2件を提出しております。

次に、5月26日平戸市で開催された「長崎県離島振興市町村議会議長会臨時総会」に出席いたしました。会務報告及び平成22年度歳入歳出決算について原案どおり承認され、その後「長

崎県におけるかくれキリシタンの経済活動」と題する講演が行われました。

次に、5月30日東京都において「全国自治体病院経営都市議会協議会第39回定期総会」が開催され出席いたしました。総会に先立ち、総務省大臣官房審議官高倉信行氏より「公立病院について」と題し、自治体病院の現状や財政措置、公立病院改革などについて講演がありました。

総会においては、平成22年度決算、23年度事業計画並びに予算が承認・可決され、その後、医師確保対策や自治体病院に係る交付税措置を初めとする財政措置等の「要望決議」が採択されたところであります。

次に、6月2日北九州市において開催された「第86回九州市議会議長会定期総会」に出席いたしました。平成22年度事務並びに決算報告がなされ、役員改選では会長に北九州市の佐々木議長を選出、平成23年度予算並びに各県提出の23議案が可決・承認されました。

以上のとおり系統議長会に関する報告を終わりますが、詳しい資料につきましては、事務局に保管いたしておりますので、必要な方は御高覧をお願いします。

本定例会において議案等説明のため、白川市長を初め教育委員会委員長に、説明員として出席を要請しておりますので御了承をお願いします。

以上で、私からの報告を終わります。

日程第4．行政報告

議長（牧永 護君） 日程第4、行政報告を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） おはようございます。本日ここに、平成23年第2回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御健勝にて御出席賜り厚く御礼を申し上げます。

まず初めに、（1）東日本大震災についてでございます。

3月11日に発生した東日本大震災におきましては、1万5,000人以上の方々犠牲となられ、8,000人を超える方々が、いまだ行方不明となっております。さらに9万8,000人以上の皆様が、依然厳しい避難生活を余儀なくされておられます。ここに改めて、犠牲となられた皆様に対し、心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

本市といたしましては、市民皆様、議員各位の御理解、御協力をいただき、できる限りの被災地復興支援を行ってまいります。

まず、人的支援といたしまして、3月13日に長崎県防災航空隊派遣の消防職員1名が、長崎県防災ヘリで被災地へ派遣され、続く3月14日から3月24日まで、長崎県緊急消防援助隊と

して、消防職員3名と救急車1台を岩手県久慈市へ派遣したところであります。さらに5月25日から6月8日まで、宮城県石巻市へ長崎県被災者支援チーム第5陣として2名の事務職員を派遣いたしました。今後は、6月18日から7月2日まで、同じく宮城県石巻市へ同チーム第7陣として2名の事務職員を派遣し、さらに6月25日から7月1日まで、福島県二本松市へ保健師2名、事務職員1名の派遣を予定いたしております。

また、物的支援として、3月28日から、市民皆様からの救援物資の受け付けを開始し、レトルト食品等55箱を、長崎県を通して被災地へ搬送いたしました。

次に、被災者皆様の本市への受け入れとして、3月28日から福島県双葉郡より1世帯2名、4月7日から茨城県鹿嶋市より1世帯5名の受け入れを行っております。

次に、義援金であります。3月14日から各庁舎、事務所、そして社会福祉協議会の16カ所に募金箱の設置を行い、6月8日現在、2,278万1,847円の募金をいただき、日本赤十字社長崎県支部を通じて送金を行っております。また3月29日には、長崎県市長会で、東北地方3県に対し合計1,500万円、うち本市負担分は59万5,190円でございますが、直ちに送金を行っております。さらに本定例会におきまして、壱岐市として100万円の義援金を予算計上しておりますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

今後は、被災された皆様への早期の生活再建を支援するため、6月28日から7月4日までの予定で、「長崎壱岐生き応援隊」として、官民協働のボランティアバスを運行するため、所要の予算を専決し、本定例会に報告させていただいておりますので、あわせて御審議賜りますようお願い申し上げます。

さきに申し上げましたとおり、多くの皆様が、家族を失い、家や財産を失い、多くの子供たちが、いまだ満足な教育も受けられない状況にあります。本市としましては、今後、被災地へできる限りの復興支援を行ってまいりますので、御理解、御協力賜りますよう、重ねてお願いを申し上げます。

次に、(2)原子力防災に対する取り組みについてでございます。

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の甚大な事故は、発電所から20キロ圏内の避難指示と30キロ圏内の屋内退避指示が発令され、さらに40キロ離れた飯館村も計画的避難区域に指定されるなど、これまでの原子力政策を根本から揺るがす極めて深刻な事態となっております。

本市は、九州電力玄海原子力発電所から海を隔てて約25キロの位置にあり、万一、異常事態等発生した場合、放射性物質の多量の到達が懸念され、身体はもちろん、本市の基幹産業である農漁業への影響など、壊滅的な被害のおそれがあります。

このため、九州電力及び国、県に対し安全性の確保、情報の公開、住民説明会の実施、さらに

内閣府原子力安全委員会が定めた防災指針に基づく「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」いわゆるE P Zの見直し等の要望を行っております。

まず4月21日に、市議会議長とともに、九州電力に対し、安全確保に関する要望書の提出を行い、5月16日には、佐世保市、平戸市、松浦市とともに4市長共同で、長崎県知事に対し、E P Zの早期の見直しについて、国への要望、原子力防災資機材についての十分な対応、県と一体となった原子力防災訓練の実施等要望を行ったところであります。

さらに5月19日に本市で開催の九州市長会において「原子力発電所の安全対策に関する緊急決議」を行い、6月6日には、上京して、長崎県選出国會議員に対し、松浦市長とともに長崎県を代表し、E P Zの見直しを初めとした要望を行いました。

九州電力は、5月17日に原子力発電所に関する安全対策等の現況説明に来庁いたしましたが、これまでの要求に対する回答にはなっておりませんで、5月30日付で、住民説明会の開催について、回答期限を定めて再要望を行ったところであります。

本市といたしましては、5月30日に、部長等で構成する「壱岐市原子力防災対策会議」を立ち上げ、原子力対策を初めとした防災計画の修正等関係機関との連携を図るべく、情報の共有を図ったところであります。

これらは壱岐市にとって極めて重要な問題であり、今後も市民皆様、議員各位、そして関係機関と十分連携を図り、最大限の対策を講じてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、(3)職員の懲戒処分について申し上げます。

去る4月23日に飲酒運転による交通事故を起こした消防職員に対し、5月28日付で任命権者である消防長名で、懲戒免職処分を行うとともに、管理監督者に対し訓告1名の処分を行い、また壱岐市長名で、消防長に対し戒告処分を行ったところであります。

日ごろから交通安全を推進し、また飲酒運転の撲滅に取り組むとともに、職員には綱紀粛正を強く求めていたところではありますが、このような不祥事を引き起こしたことは、全体の奉仕者たる公務員にあるまじき行為でまことに遺憾であり、市民皆様に心からおわびを申し上げます。

また、4月26日に発生した郷ノ浦庁舎の火災については、子供の火遊びが原因でありましたが、郷ノ浦庁舎の管理責任として職員2名を訓告処分とするとともに、私自身の処分として、1カ月の給与10%カットを行うべく、関係条例の改正を本定例会に提出しております。

職員の意識改革とともに、各庁舎管理規定の見直しを行い、早急に市民皆様の信頼を取り戻せるよう、職員一丸となって再発防止に全力で取り組んでまいります。

次に、(4)第108回九州市長会について申し上げます。

5月19日から5月20日にかけて、本市で開催された九州市長会は、九州沖縄118市中、

107市の参加をいただきまして、総勢306人の関係皆様に御参加いただきました。沖縄県を除く離島では初めての開催でございまして、交通の便等心配しておりましたけれども、絶好の天気恵まれ、喜びの声、感謝の声をいただきました。また、宿泊施設を初め本会に携わっていただいた関係皆様、そして壱岐市職員の対応等にお褒めの言葉を数多くいただき、壱岐市で開催できましたことを誇りに感じているところでございます。今後も、こうした機会を利用し、「おもてなしの心」を持って、市民皆様とともに交流人口の拡大に努めてまいりたいと考えております。

(5) 離島振興について申し上げます。

5月25日に開催された「長崎県離島振興協議会通常総会」におきまして、役員改選が行われ、壱岐市長である私が、県会長に就任をいたしました。また、6月1日に開催された「全国離島振興協議会」において、同じく役員改選によりまして、全国副会長に就任をいたしました。

離島振興については、昭和28年離島振興法制定以来、政府、国会、県の強力な支援により、離島地域の生活・産業基盤は着実に改善されておりますが、いまだ離島地域は、人口の極度の減少、離島交通の確保、離島医療の確保等深刻な課題に直面しております。

また、離島地域は、領土保全、海洋権益確保の観点からも、国家における重要な役割を果たしております。このような中、平成25年3月には、離島振興法が失効するため、本法律の改正・延長を実現しなければなりません。

こうした多くの課題解決に向け、長崎県また「全国離島振興協議会」の果たす役割は極めて大きいと認識しております。離島振興のため、そして郷土壱岐発展のため、議員各位の御協力をいただきながら、精いっぱい努めてまいりますので、今後とも御指導賜りますようお願いを申し上げます。

次に、(6) 壱岐市ケーブルテレビについてでございます。

4月1日に開局した「壱岐市ケーブルテレビ」につきましては、市民皆様が主役となる放送局を目指し放送を開始しております。

各種イベント等を初め、多くの市民皆様に御出演いただくとともに、市職員も、市政情報等を市民皆様にわかりやすくお知らせするため、番組にみずから出演しております。さらに、本議法定例会から議会本会議の様子をリアルタイムに放送することといたしました。これにより、市民皆様に正確な情報をお伝えするとともに、市政がより身近なものになることを期待しております。

また今後、より多くの皆様に御出演いただけるよう、指定管理者とともに連携を図ってまいりますので、御協力賜りますようお願い申し上げます。

次に、交流人口・定住人口の拡大でございます。

まず、(1) 観光振興についてでございますが、壱岐市の観光振興につきましては、長引く経済低迷と東日本大震災が大きく影を落としており、平成22年の観光客延べ数は55万219人、

対前年比99.3%でございます、大変厳しい状況でありました。

このような中、一支国博物館の入場者数は、オープンから本年5月末現在で、総計15万8,646人でございます、市民皆様を初め多くの皆様に御来館いただいております。

また、市内の主要観光地であります「イルカパーク」につきましては、4月に和歌山県太地町よりイルカ3頭を導入し、現在、本施設の集客力アップに向けた調教飼育を実施いたしております。

次に、教育旅行の誘致についてでございますけれども、本年度、現時点で39校、約4,700人の生徒が本市を訪れる予定であります。昨年度より7校、約50人の減ではありますが、少子化が進む中で、景気低迷の影響も受けた教育旅行予算の減少傾向の中では、健闘している状況であると認識をいたしております。

また、本年4月末に開所いたしました壱岐市福岡事務所「Iki Iki情報プラザ」につきましては、臨時雇い職員を含め、3名体制で観光宣伝や紹介及び観光客の誘致等の業務に当たっております、開所以来5月末までに約1,300人の皆様に御来所いただくなど、手ごたえを感じているところでございます。

今後とも、壱岐にしかない貴重な歴史資産と豊かな自然景観等を活かした観光振興に努め、さらなる交流人口の拡大と壱岐の活性化につなげてまいります。

(2) 各種イベントについてでございますけれども、「第23回壱岐サイクルロードレース」、「同チャレンジロードレース」、「第11回ジュニアチャレンジロードレース」につきましては、今回、昨年の口蹄疫による大会中止の影響を心配しておりましたけれども、島内外から大会関係者を含め約1,000名の皆様に御参加いただき、大きな事故もなく、無事終了することができました。

また、昨年に引き続き、来る7月23日には、本市で「よしもと新喜劇」が開催される予定であります。市民を笑いで元気にするイベントとして、既に島内外で入場前売券が販売されております。

今後も関係皆様と連携を図り、市民参加型のイベント等の開催により、壱岐を元気に、そして島外への情報発信につなげ、壱岐の活性化に努めてまいります。

「国民宿舎壱岐島荘」につきましては、施設の老朽化が目立ち、宿泊等に種々支障を来しておりました。このため、施設のリニューアル工事を計画し、本議会に関連予算案を提案いたしておりますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、市民・福祉についてでございます。

まず、(1) 壱岐市特別養護老人ホーム建設予定地の見直しについてでございますが、壱岐市特別養護老人ホームの建設については、東日本大震災を受け、当初予定地の埋立地に建設するこ

との適否について、議会に協議をお願いしたところであります。

専門家の知見によりますと、現計画地は適当でないという結論でありますので、計画変更やむなしと考えておりますが、この際、待機者数、県の参酌基準の撤廃等を考慮し、増床や施設分散をも検討すべきであると考えております。今回、所要の予算を計上しておりますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、(2)市税等の収入状況について申し上げます。

平成22年度の市税の収入状況は、現年度分調定額22億2,820万円に対しまして、収入額21億8,137万円ございまして、収納率は97.90%、前年度対比プラス0.04ポイントであります。

滞納繰越分調定額3億1,062万円に対し、収入額3,243万円ございまして、収納率は10.44%、前年度対比プラス2.45ポイントであります。

国民健康保険税は、現年度分調定額8億8,582万円に対し、収入額8億3,625万円で、収納率は94.40%、前年度対比プラス0.27ポイントであります。

滞納繰越分調定額3億3,439万円に対し、収入額3,297万円で、収納率は9.86%、前年度対比プラス0.38ポイントであります。

以上が、平成22年度市税の決算収入額であります。

県内の景気の動向は、雇用情勢が厳しい状況ながら、やや持ち直しているものの、総体的に県内の主要観光施設の入場者数の減少等、マイナス面が目立ち、さらに震災の影響から不透明感が高まると見られております。

本市においても、観光客の減少と基幹産業である第一次産業の低迷等、依然、厳しい状況にございます。

こうした中、市民皆様の納税に対する御理解と御協力によりまして、市税及び国民健康保険税の現年度分、滞納繰越分、すべて前年度収納率を上回ることができ、厚くお礼を申し上げます。

一方、滞納者に対しましては、県税務職員との連携を図りながら、搜索・差し押さえ等の滞納処分の強化に努め、地元での「動産公売会」やインターネット公売を実施いたしてまいりました。

地元での公売会は、年2回開催し、合計89品目の36万1,000円、インターネット公売では、80%の高い売却率で、123品目、39万9,000円を税に充当したところでございます。

今後とも、貴重な自主財源である市税の確保と効率的な滞納整理を行い、滞納額の圧縮に努めるとともに、公平・公正な税政の実現に、より一層努力をいたす所存であります。

次に、産業の振興でございます。

まず第一に、(1)農・水産業の振興について申し上げます。

肉用牛につきましては、6月子牛市の販売額が3億4,323万2,000円、平均価格が前回市と比較し、1頭当たり2万円減の42万1,000円となっております。

葉たばこにつきましては、移植後の遅霜及び強風による被害が発生しましたが、全体的には順調な生育状況であります。

また、麦につきましては、春先の低温・追肥時期のおくれに伴い、例年と比較して、やや収量減の見込みであります。

今後も、農家、農業者皆様、そして関係機関と連携を図り、農業振興に努めてまいります。

次に、昨年、市民皆様の憩いの場として多目的に使用することを目的に、御寄附いただきました芦辺漁港用地の芝生化については、全体の半分の緑化が終了し、残りは本年7月までに工事が終わる予定でございます。工事完了次第、供用を開始できるものと考えております。

次に、(2)雇用対策について申し上げます。

雇用対策といたしまして、本年4月から5月末までの間で、「長崎県ふるさと雇用再生特別基金」及び「長崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用した事業を11件実施し、35人の新規雇用を確保いたしました。

また、新たに、特定健診の受診率を向上させるための普及員を雇用する事業を実施予定であり、本年度、合計で122人の新規雇用を確保できる予定であります。

さらに、誘致企業「マツオ」の従業員増員計画によりまして、受け入れ施設の整備が急務でありますために、勝本町給食センターを企業誘致用施設として利用するため、今回所要の予算を計上しておりますので御審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、教育についてでございますが、まず、(1)新中学校の状況について申し上げます。

4月6日に、新しい4中学校が開校し、2カ月が過ぎたところでございます。

当初心配していた混乱もなく、生徒たちは、それぞれの中学校で、落ちついた雰囲気のもと、元気に学校生活を送っております。

5月14日、15日の両日、開校後初めて開催された中体連の球技、剣道大会では、色違いのジャージを着た生徒たちが仲よく入りまじり、在学校の試合を一所懸命応援し、また選手も力いっぱい試合を展開しておりました。

このように、新しい中学校での学習やスポーツが、4つの中学校の新たな校風をつくっております。生徒たちの元気で、さわやかな姿を頼もしく感じており、今後も市民皆様に子供たちを見守っていただきますようお願い申し上げます。

次に、(2)学校給食施設整備事業についてでございますが、新学校給食センターと原島調理場は、ともに9月2日供用開始に向け、鋭意準備を進めておりますが、新学校給食センターの機械及び排水設備工事において、本施設周辺地域の水源地からの水圧と新学校給食センターにおけ

る水道使用量の関係で、周辺地域への送水量不足が懸念されるため、本施設内に40トンタンクの設置を行う必要が生じました。

このため、現契約の変更を行うこととし、今後、追加で関連議案を提出することとしておりますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

次に医療についてでございます。

まず、(1) 吉崎市民病院についてでございますが、診療体制につきましては、4月からの診療体制は、昨年4月より1名減員の12名の常勤医師体制であり、その内訳は、内科3名、外科2名、精神科1名、整形外科3名、小児科1名、産婦人科1名、眼科1名となっております。

整形外科が1名増員いたしました。内科、精神科はそれぞれ1名減員であり、極めて厳しい診療体制となっております。加えて、6月1日付で外科医師が1名退職し、7月15日付で精神科医師の派遣中止となります。

昨年10月に、九州大学病院精神科医局から常勤医師の派遣中止の連絡を受け、これまであらゆる方策を講じ、精神科指定医の確保に鋭意努力を重ねてまいりましたが、今日までそれが実現できず、断腸の思いであります。

地域医療、離島医療を堅持していくためには、一定数の常勤医師の確保が必須条件でございます。その根本的な条件が満たされない市民病院は、さらに厳しい状況になり、いよいよ抜本的な方向転換が必要な時期に来ていると認識をいたしております。

市民病院の精神科医療については、入院患者様をまず最優先して退院調整を予定どおり進めております。患者様の御家族への説明会を2回開催し、また5月中に御家族の個別面談を行いました。6月8日現在、すべての患者様の希望先の医療機関や退院が決定しております。これまで37人の入院患者中、転院・退院が完了した方が11人、退院予定の方が4人、転院予定の方が22人となっており、6月中には全員受け入れ医療機関へ転院が完了できるよう努めてまいります。精神科の入院患者、御家族皆様に御心配、御不安をおかけしないよう、市として責任を持って対応してまいります。

また、7月16日以降の精神科の外来診療については、九州大学の精神科医局と福岡市の民間病院、今宿病院から非常勤医師の応援をいただき、8月末までは月曜日から金曜日まで、これまでどおり外来機能を継続できるようになっております。

9月以降はまだ決定しておりませんが、週3日以上は外来診療ができるよう交渉中でございます。

運営状況についてでございますが、平成23年4月から5月の運営状況につきましては、患者数実績として、一般病棟の入院患者が1日平均91.9人で、当初計画の95.1人に対し3.2人の減で、病床利用率は76.6%となっております。

一方、精神科病棟の入院患者が1日平均33.4人で、当初計画の31.4人に対し2人の増で、病床利用率は47.7%になっております。

また、外来患者は1日平均366.6人と健診4.6人の合計371.2人で、当初計画の359.3人に対し11.9人の増となっております。

次に、(2)かたばる病院について申し上げます。

まず、診療体制についてでございますけれども、診療体制につきましては、内科医長が昨年3月31日に退職され、現在、常勤医師1名(院長)体制であります。非常勤医師として、外来診療援助の医師2名と週末当直の非常勤医師4名を、長崎医療センター並びに民間の医師あっせん会社の協力により実施しておりますが、早急に常勤医師1名の確保に向けて努めてまいります。

運営状況についてでございますが、平成23年4月から5月につきましては、入院患者が1日平均47.5人で、当初計画の46.5人に対し1.0人の増で、病床利用率は98.9%とほぼ満床状態であります。

また、外来患者は1日平均35.3人と健診が2.6人の合計37.9人と、当初計画の30.6人に対し7.3人の増となっております。

次に、(3)市立病院改革について申し上げます。

市民病院の経営の安定と安全・安心の医療サービスの提供を図るため、安定した医師確保ができる経営体制の構築を目指して取り組んでまいりましたが、当院を取り巻く医療環境は年々厳しい状況が続き、大学医局の医師引き上げによる医師不足は、診療体制に大きく影響し、非常勤医師で補いながら、どうにか維持している状況であります。

医療提供体制の充実及び経営の効率化を図るため、改革の第1段階として、かたばる病院を市民病院へ機能統合することが必要不可欠であると判断し、現在、統合に伴う準備作業を進めております。

具体的な統合計画等決まりましたら、改めて、議員各位はもとより、市民皆様に御報告申し上げます、御理解を賜りたいと考えております。

このような医療環境の中で、離島である当院が安定した病院経営を行うことの難しさを痛切に感じており、早期に経営体制を確立することが喫緊の課題と認識し、今後も引き続き全力で病院改革に取り組んでいく所存であります。

次に、消防・救急について申し上げます。

平成23年5月末日現在の災害発生状況は、火災発生件数23件、救急出場件数686件で、昨年同期と比較しますと、火災は9件、救急は12件の増となっております。

また、5月1日には、壱岐市消防団第3期の結団式が行われ、割石新団長のもと、壱岐市消防団のさらなる発展を期待するものであります。

これから、大雨が発生する時期を迎え、災害の発生に十分注意するとともに、災害対策に万全を講じてまいりますので、市民皆様におかれましても、みずからの防災対策について確認等お願いを申し上げます。

また、三島地区からの救急要請については、これまで自家用漁船等で、傷病者負担、いわゆる当事者負担において搬送されておりましたけれども、こうした状況解決のため、本年4月1日から救急要請に伴う高速瀬渡し船を利用する分についての費用を本市で負担することとし、急患搬送の改善を行ったところであります。

次に、議案について御説明申し上げます。

まず、(1)補正予算についてでございますけれども、本議会に提出いたしております補正予算の概要といたしましては、一般会計補正総額2億6,943万4,000円、各特別会計補正総額7,675万円となりまして、本定例会に提出いたしました補正額の合計は、3億4,618万4,000円となります。

なお、現計予算と合算した本年度の一般会計予算は230億1,574万2,000円で、特別会計につきましては111億1,919万8,000円となります。

本日提出いたしました案件の概要は、承認8件、報告4件、条例の制定、改正4件、予算案件5件、その他3件でございます。詳しくは担当部長、課長から説明をさせていただきますが、何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、前定例会以降の市政の重要事項につきまして申し述べましたが、さまざまな行政課題、また緊急に対応しなければならない問題等に対し、誠心誠意、全力で取り組んでまいり所存でございますので、議員各位並びに市民皆様の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

〔市長(白川 博一君) 降壇〕

議長(牧永 護君) 以上で行政報告を終わります。

日程第5 . 承認第3号 ~ 日程第28 . 議案第58号

議長(牧永 護君) 次に、日程第5、承認第3号吉岐市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについてから、日程第28、議案第58号平成23年度吉岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第1号)まで24件を議題とします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長(白川 博一君) 登壇〕

市長(白川 博一君) 本日の議案の説明については、各担当部長に説明させますので、よろしくお願いたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 山内市民部長。

〔市民部長（山内 達君） 登壇〕

市民部長（山内 達君） それでは、承認第3号について御説明いたします。

吉岐市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについて。吉岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるところでございます。本日の提出でございます。

次のページをお開きください。

専決処分の日は、平成23年3月31日でございます。

次のページをお願いいたします。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、吉岐市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。内容については記載のとおりでございます。

説明資料として新旧対照表も配付をいたしておりますけれども、市民部関係参考資料に基づき御説明をいたします。

資料の1ページをご覧ください。

吉岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の参考資料の1番の条例改正の理由でございます。

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、課税限度額の見直しを行い、中低所得者層の負担の軽減を図るためのものでございます。

次に、国民健康保険税条例の改正に伴う市の条例の改正部分でございます。

各市町村は、この政令の改正に定められている額を上限に、条例で賦課限度額を規定する必要があるとございます。国民健康保険税の課税限度額について、医療分を現行50万円から51万円、それから後期高齢者支援分を現行13万円から14万円、介護納付金分を現行10万円から12万円に改めるものでございます。

次に、そのために市の条例の改正に伴う内容でございます。

国民健康保険税は、課税すべき総額を所得や被保険者数等に応じて按分して課税額を算出するとともに、一定の上限額を設けております。

医療費が増嵩し、課税総額が増加していく中であって、課税限度額を据え置くことは、課税限度額を超える方の負担を増やさないという効果もありますが、反面、課税限度額に達しない中低所得者への負担が増すこととなります。そこで賦課限度額を引き上げることにより、中低所得者世帯の負担を軽減することができるということでございます。

次のページの条例の施行日は、平成23年4月1日でございます。

市民への周知方法ですが、国民健康保険税対象世帯あてには文書を配布いたす予定にしております。

それから、23年度における対象者世帯を申し上げたいと思います。

医療分が76、それから後期高齢者が51、介護分が59世帯となっております。

以上で説明を終わります。

〔市民部長（山内 達君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 川原財政課長。

〔財政課長（川原 裕喜君） 登壇〕

財政課長（川原 裕喜君） 皆さん、おはようございます。承認第4号について御説明いたします。

平成22年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて。平成22年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）について地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。本日の提出でございます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

専決第4号、「専決処分書」、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年度壱岐市の一般会計補正予算（第7号）の専決処分でございます。

専決処分の理由は、各種剰余金、交付金及び特別交付税等の交付金決定、起債対象事業費の最終確定に伴う地方債の変更並びに事業費確定などによる不用額の減額、これらに伴う積立金の調整等を行ったのが主な内容で、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、平成23年3月31日付をもって専決処分したものでございます。

平成22年度壱岐市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,441万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ252億4,690万5,000円とします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

繰越明許費の補正。第2条、繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表地方債補正」によります。

2、3ページをお開き願います。

「第1表歳入歳出予算補正」。歳入及び歳出について。補正の款項の区分の補正額等については、「第1表歳入歳出予算補正」に記載の2ページから5ページのとおりでございます。

歳入歳出予算補正の内容につきましては、事項別明細書で後ほど御説明をいたします。

6ページをお開き願います。

「第2表繰越明許費補正」、1、追加ですが、5款農林水産業費、1項農業費、ふるさと農道緊急整備事業1地区に係る2,099万8,000円と6款商工費、1項商工費、国民宿舎壱岐島荘改修工事設計業務に係る399万円と7款土木費、3項河川費、立石川砂防事業(県営事業負担金)に係る262万2,000円を翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費を追加しております。

2、変更ですが、7款土木費、3項河川費、準用河川町谷川整備工事に係る30万円を追加し、補正後の額を1,380万円とし、翌年度に使用できる繰越明許費を変更しております。

よって、繰越明許費の総額は27億7,430万3,000円となります。

7ページをお開き願います。

「第3表地方債補正」、1、変更ですが、地方債の変更は、各起債対象事業費確定により、起債の限度額をそれぞれの表の記載のとおり補正後の限度額を変更いたしております。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債補正」の記載のとおり変更はございません。

それでは、補正予算について歳入歳出予算事項別明細書により、主な補正内容を御説明申し上げます。

14、15ページをお開き願います。

まず、歳入について御説明いたします。

2款地方譲与税から11款交通安全対策特別交付金まで、交付額確定で補正をいたしております。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税は4,338万1,000円を追加し、2項自動車重量譲与税は1,585万6,000円を減額しております。これは、時限的な措置等に伴うものでございます。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金は4,926万8,000円を追加し、8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金は1,894万4,000円を減額しております。これらの主な増減内容は、制度改正等によるものでございます。

10款地方交付税、特別交付税を3億2,031万5,000円を追加いたしております。

ちなみに、本年度の特別交付税の額は8億2,031万5,000円で、前年度と比較して5,461万8,000円の増加でございます。

11款交通安全対策特別交付金は、交付額の確定により66万5,000円を追加しております。

12款分担金及び負担金、2項負担金、2目衛生費負担金、1節保健衛生事業費負担金271万3,000円の減額は、健康増進事業負担金の自己負担金相当額を委託料から控除して支払うこととしたため、減額補正をしております。

13款使用料及び手数料、1項使用料、4目農林水産業使用料、1節農業使用料の堆肥運搬車使用料133万1,000円の減額は、郷ノ浦町堆肥センターの原料収集運搬におきまして、7月から3月末の計画収集量を計上してはりましたが、口蹄疫の国内発生や収集期間が2月までとなったことから、収集量が4,430トン減量となったため、減額補正をしております。

14款国庫支出金、16、17ページから15款県支出金の22、23ページまでは、それぞれの事業費確定、精算等により、それぞれ追加及び減額補正をいたしております。

22、23ページの16款財産収入、2項財産売り払い収入、2目物品売り払い収入、2節生産物売り払い収入の1,149万2,000円の減額は、アワビ種苗売り払い収入の880万円の減額、これは悪天候により、アワビの種苗の生産が計画数量を下回ったことと、堆肥売り払い収入の269万2,000円の減額、これは郷ノ浦町堆肥センターの製品、堆肥売り払い費において、5月から3月までの計画売り払い量を計上してはりましたが、口蹄疫の国内発生のために決算時期が2月となったことから、売り払い量が672トン減量となったため、減額補正をしております。

17款寄附金、1項寄附金、ふるさと応援寄附金を追加いたしております。本年度の寄附総額は466万5,000円で、88名の方より貴重な浄財を御寄附いただいております。この分は、ふるさと応援基金に積み立てをさせていただいております。

21款市債は、起債対象事業費の確定に伴い、それぞれの調整を行い、7,050万円を減額しております。主な減額は1目辺地対策事業債で、消防施設事業分と道路改良事業等の事業費確定等により650万円の減額をいたしております。

また、2目過疎対策事業債で、病院事業分で250万円の減額、水産基盤整備分で290万円の減額、消防施設分で150万円の減額を事業費確定等により減額補正いたしております。

そして、5目合併特例事業債では、主な内容は最終処分場整備事業が1,510万円の減額、有機性廃棄物リサイクル推進施設整備事業が460万円減額、原の辻遺跡保存整備事業が2,320万円の減額を事業費確定等により減額補正をいたしております。

次に歳出ですが、26、27ページをお開き願います。

歳出は、事業費執行確定等により、不用額の減額を主に行っております。

1款議会費は、議会会議録作成委託の実績と公用車借り上げ料の入札執行による不用額の減額をいたしております。

2款総務費、1項総務管理費、3目財政管理費、25節積立金は特別交付税の増額並びに財源

不用額等により、財源調整で財政調整基金に4億5,364万円、減債基金に2億円を追加いたしております。

5目財産管理費、11節光熱水費減額は、各庁舎の電気、水道の不用額等により減額をいたしております。

6目企画費、19節地域活性化推進事業費182万4,000円の減額、ふれあい交流事業60万円の減額、島外通勤・通学者交通費助成事業81万3,000円の減額は、実績による不用額により減額をいたしております。

また、25節ふるさと応援基金は、御寄附をいただいた分について追加で積み立てするものでございます。

7目情報管理費、11節光熱水費は、ケーブルテレビセンターの実績による不用額113万1,000円を減額しております。電算機器保守及びOA機器借り上げ料、情報通信ケーブル移設工事の入札執行による不用額1,050万9,000円を減額いたしております。

10目地籍調査費は、郷ノ浦校区の地籍調査事業の実績による不用額156万8,000円を減額いたしております。

28、29ページをお開き願います。

2項徴税费、2目賦課徴収費は、国税連携構築システム改修費等の不用額940万円を減額いたしております。

4項選挙費は、参議院議員選挙費、長崎県議会議員選挙費、30、31ページの農業委員会委員選挙費の確定に伴い不用額を減額いたしております。

30、31ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、13節福祉医療費現物給付化に伴うシステム改修費の入札執行による不用額72万8,000円と障害者(児)の生活状況・心身状況等実態調査事業の実績による不用額95万円を減額いたしております。また、19節、20節により、実績により不用額として4,241万8,000円を減額いたしております。

32、33ページをお開き願います。

2目社会福祉施設費は、郷ノ浦町デーサービスセンター補修費及び勝本町ふれあいセンターがざはや施設・設備等改修工事の入札執行による不用額158万円を減額いたしております。

3目老人福祉費は、敬老祝い金等の実績による不用額186万円及び在宅福祉事業費の実績による不用額138万円並びに養護老人ホーム措置費の実績による不用額299万円を減額いたしております。

2項児童福祉費、2目児童措置費、20節扶助費は、児童扶養手当、児童手当、子ども手当給付の実績による不用額4,696万9,000円を減額いたしております。

34、35ページをお開き願います。

4目保育所費は、臨時保育士及び調理員賃金等の実績による不用額の減額でございます。

3項生活保護費、2目扶助費1億3,345万円の主な減額内容は、医療扶助費に係る減額でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は、健康増進事業の各種がん検診及び女性特有のがん検診等の委託の実績による不用額780万3,000円を減額いたしております。

また、28節簡易水道事業特別会計繰出金は、簡易水道事業費減に伴う不用額2,235万2,000円を減額いたしております。

36、37ページをお開き願います。

2目予防費、予防接種委託料の減額は、新型インフルエンザワクチン及び子宮頸がんワクチン等の予防接種委託の実績による不用額287万4,000円の減額であります。

4目病院費は、市民病院乗り合いタクシー運行及び市民病院改革支援業務委託の実績による不用額232万7,000円の減額でございます。

2項清掃費、2目じんかい処理費は、ごみ袋製作費及び古紙類等資源化、廃棄物処理料など実績による不用額1,278万円を減額いたしております。

38、39ページをお開き願います。

5目廃棄物処理施設整備事業費、循環型社会形成推進交付金事業によるごみ処理施設建設及び汚泥再生処理センターに係る設計監理業務委託の実績による不用額718万4,000円の減額でございます。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、有害鳥獣被害防止対策としてカラス捕獲、イノシシ捕獲委託事業の実績による不用額203万4,000円を減額いたしております。

また、19節農地流動化奨励補助の実績による不用額434万1,000円を減額いたしております。

4目畜産業費、16節原材料費の計画時、郷ノ浦町堆肥センターの戻し堆肥として完熟堆肥を購入予定でしたが、副資材パークで対応したことによる不用額346万2,000円を減額いたしております。

また、18節口蹄疫防疫対策用器具の備品購入を計画いたしておりましたが、県による対策が実施されたことによる不用額198万6,000円を減額いたしております。

そして、19節の家畜導入事業費、肉用牛増頭緊急支援事業費、地域肉用牛振興対策事業費の購入分実績頭数が、計画変更により減少となったことにより、減額となっております。また、畜産経営維持緊急支援対策事業で、口蹄疫関連による競り市の延長に伴うえさ代助成対策が、計画2カ月が1カ月となり、実績による減額となっております。その他も合わせまして、不用額

1,119万8,000円を減額いたしております。

40、41ページをお開き願います。

2項林業費、2目林業振興費、13節タイワンリス捕獲委託事業及び森林保全造林の市有林管理、保全松林緊急保護、育成天然林整備改良事業、森林病虫害防除の松くい虫航空防除や地上散布など合わせて、実績による不用額513万9,000円を減額いたしております。

また、19節被災住居等林地災害による土砂除去作業補助金を不用額として255万5,000円を減額いたしております。

3項水産業費、1目水産業総務費、19節壱岐地域栽培漁業推進協議会の事業費の減による不用額638万円を減額いたしております。

2目水産業振興費、19節は21世紀漁業担い手確保促進事業で、漁船取得リース事業補助金の実績減による不用額500万円、漁業近代化資金等利子補給費補助金の実績による不用額380万円などの減額をいたしております。

42、43ページをお開き願います。

また、25節の栽培漁業振興基金積立金880万円の減額は、アワビ種苗生産計画数量が悪天候により売り上げ収入が減となり、積立金を減額いたしております。

5目漁業集落環境整備費、28節繰出金下水道事業特別会計繰出金は、漁業集落排水整備事業の事業費減額に伴う繰出金の減額でございます。

また、財源内訳で地方債60万円の減額は、辺地対策事業債分の減額でございます。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費、13節地域資源活用事業委託料の減額は、ふるさと雇用再生特別基金事業で、「アグリランドいき」に対する委託料で、実績による不用額が399万3,000円を減額いたしております。

44、45ページをお開き願います。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、13節道路台帳補正業務委託の減額は、入札執行による不用額、合わせて624万3,000円を減額いたしております。

2項道路橋梁費、3目道路橋梁新設改良費、17節土地購入費の減額及び22節関連する補償費の減額は、主に市道鮎川若松線道路改良工事に伴うもので、用地提供等の関係で不用額となり、その他の単独道路の関係分も含めまして624万3,000円を減額いたしております。

3項河川費、2目急傾斜地崩壊対策事業費、15節瀬戸西部2地区急傾斜地崩壊対策工事費の入札執行による不用額169万円を減額いたしております。

4項港湾費、1目港湾管理費、港湾施設清掃業務委託等の入札執行による不用額216万1,000円を減額いたしております。

46、47ページをお開き願います。

6項下水道費、1目公共下水道費、28節下水道事業特別会計繰出金、公共下水道の不用額270万円は、公共下水道事業費減額に伴う繰出金の減額でございます。

7項住宅費、2目住宅建設費、13節桜木団地新築工事設計業務等の入札執行による不用額440万円を減額いたしております。また、15節桜木団地造成工事と庄団地解体工事の入札執行による不用額が190万円を減額いたしております。

8款消防費、1項消防費、3目消防施設費、15節芦辺地区第4分団格納庫解体工事の未実施による不用額200万円を減額いたしております。

48、49ページをお開き願います。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、11節小学校光熱水費の実績による不用額200万円と13節県立養護学校壱岐分教室看護士派遣委託の実績による不用額110万円を減額いたしております。また、15節沼津小学校屋内運動場屋根改修及び八幡小学校浄化槽改修工事ほか6件の改修工事の入札執行による不用額210万円を減額いたしております。

3項中学校費、1目学校管理費、15節勝本中学校及び石田中学校校舎の転落防止整備の入札執行による不用額70万円と18節ユニフォーム、ほうき等備品購入費の実績による不用額50万円を減額いたしております。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、15節那賀幼稚園空調機設備工事の入札執行による不用額57万2,000円を減額いたしております。

5項社会教育費、6目文化財保護費、13節「一支国博物館」管理委託の情報システム運用に係る分等の入札執行による不用額92万4,000円と物産販売等運営の「壱岐いき名産品協会」ふるさと雇用の事業費確定による不用額22万4,000円、原の辻遺跡復元工事管理委託の実績による不用額118万6,000円を減額いたしております。

50、51ページをお開き願います。

15節原の辻遺跡復元整備工事等に係る分の入札執行による不用額3,843万円と17節原の辻遺跡国指定地土地公有化及び原の辻ガイダンス用地代の単価減による不用額536万7,000円を減額いたしております。

また、19節の「一支国弥生まつり2010」の実績による不用額99万9,000円を減額しております。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費で単独の小災害復旧工事の入札執行による不用額110万円を減額いたしております。

11款公債費、1項公債費で平成21年度繰越事業分に係る地方債借入金利息の不用額223万8,000円と一時借入金の利息不用額1,872万3,000円を減額いたしております。

52、53ページをお開き願います。

12款諸支出金、1項公営企業費で、三島航路事業特別会計繰出金の減額は、修繕費、燃料費の増額に伴う離島航路国庫補助金の増により繰出金の不用額1,598万1,000円を減額いたしております。

なお、給与費明細は55から57ページに、次の58ページに地方債の見込みに関する調書を、それぞれに記載いたしております。

地方債の当該年度末現在高見込み額が290億3,440万円となります。

なお、資料2の平成22年度専決補正予算概要で、詳細な概要並びに基金の状況、繰越明許費追加につきまして記載いたしておりますので、主な内容のみの説明とさせていただきます。

以上で、平成22年度吉岐市一般会計補正予算(第7号)について、専決処分の報告を終わります。御承認のほどよろしく願います。

〔財政課長(川原 裕喜君) 降壇〕

議長(牧永 護君) ここで暫時休憩いたします。再開を11時20分とします。

午前11時12分休憩

.....
午前11時20分再開

議長(牧永 護君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。山口保健環境部長。

〔保健環境部長(山口 壽美君) 登壇〕

保健環境部長(山口 壽美君) 承認第5号について御説明いたします。

平成22年度吉岐市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて。

平成22年度吉岐市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。本日提出でございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

専決第5号、平成22年度吉岐市の介護保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ30万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億9,366万2,000円とする。

2項については記載のとおりでございます。

平成23年3月31日に専決処分をさせていただいております。

2ページ、3ページをお開きください。

「第1表歳入歳出予算補正」。歳入でございます。介護給付費に対する支払い基金からの交付金につきまして、決定額で591万7,000円の減額を行っております。

減額に伴いまして、繰入金といたしまして保険料財源不足として対応する介護給付費準備基金繰入金から561万7,000円を繰り入れております。

歳出でございますが、介護給付費差額の30万円をサービス費の減額をいたしております。

以上で承認5号の説明を終わらせていただきます。よろしく御承認のほどお願いします。

〔保健環境部長（山口 壽美君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 後藤建設部長。

〔建設部長（後藤 満雄君） 登壇〕

建設部長（後藤 満雄君） 承認第6号について説明を申し上げます。

平成22年度吉崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて。

平成22年度吉崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。本日の提出でございます。

1ページをお開き願います。

平成22年度吉崎市の簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ730万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,083万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成23年3月31日付で専決をさせていただいております。

次に、2ページ、3ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正を記載をいたしております。

次に、4ページをお開きを願います。

繰越明許費でございます。

道路改良工事の工期延長に伴いまして、水道管布設工事、これは2件でございますが、121万8,000円を繰り越させていただいております。

それでは、8ページ、9ページをお開きを願います。

2、歳入の補正でございますが、1款分担金及び負担金で、加入負担金の増によりまして、92万円増額を、補正をいたしております。

2款の使用料及び手数料では、現年度分の使用料の増1,060万円を増額いたしております。

4款繰入金につきましては、一般会計からの繰入金を2,235万2,000円減額をいたしております。

6款の諸収入につきまして、雑入で補償関係の工事の分353万1,000円を増額補正をいたしております。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。

3の歳出補正でございます。

2目の施設管理費で、730万1,000円の減額補正をいたしております。内訳としましては、委託料が423万2,000円の減と工事費が306万9,000円、これは委託費につきましては、それぞれ執行残でございますし、15節の工事請負費につきましては、それぞれの工事の執行残でございます。

以上で承認第6号についての説明を終わらせていただきます。

次に、承認第7号について説明を申し上げます。

平成22年度吉岐市下水道事業特別会計補正予算（第5号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて。

平成22年度吉岐市下水道事業特別会計補正予算（第5号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。本日の提出でございます。

1ページをお開き願います。

平成22年度吉岐市の下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,112万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,201万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成23年3月31日付で専決をさせていただいております。

次に、2ページ、3ページをお開きを願います。

歳入歳出予算の補正を掲載をいたしております。

次に、4ページをお開き願います。

地方債の補正であります。下水道事業債を今回90万円減額をいたしまして、限度額3,180万円といたしております。

続きまして、8ページ、9ページをお開きを願います。

2の歳入でございます。1款分担金及び負担金250万円の減額補正をいたしております。これは、受益者負担分の減によるものでございます。

2款の使用料及び手数料では281万9,000円の増額をいたしております。

5款の繰入金につきましては、1,054万6,000円の減額補正をいたしております。内訳としましては、公共下水の分で270万円、それから漁業集落の関係で784万6,000円となっております。

8款の市債でございますが、これにつきましては90万円の減額を補正をいたしております。内訳としましては、公共下水で40万円と漁業集落で50万円でございます。

次に、10ページ、11ページをお開きを願います。

3の歳出でございますが、1款下水道事業、一般管理費で120万円の減額をいたしております。これらにつきましては、委託費の減額、それから負担金の減額を計上いたしております。

それから、2項の施設管理費でございますが、これらは工事請負費あるいは補償費の減額等を計上いたしております。

それから、2款の漁業集落排水整備事業費でございます。1項の管理費につきましては215万4,000円の減額をいたしております。内訳としましては、委託料の執行残、それから負担金補助及び交付金の減でございます。

それから、2目の施設管理費でございますが、102万6,000円の減額をいたしております。これらにつきましては委託料等の減額分でございます。

それから、2項の施設整備費でございますが、224万7,000円の減額補正をいたしております。内訳としましては、委託料、それから工事請負費、それから補償関係の減額分でございます。

次に、12ページをお開きを願います。

12ページにつきましては、地方債の前々年度末、前年度末、あるいは当該年度末における調整額を記載したものを掲載いたしております。

以上で承認第7号の説明を終わらせていただきます。御承認のほどよろしくお願いを申し上げます。

〔建設部長（後藤 満雄君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 提総務部長。

〔総務部長（提 賢治君） 登壇〕

総務部長（提 賢治君） それでは、承認第8号につきまして御説明を申し上げます。

承認第8号平成22年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて。

平成22年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。本日の提出でございます。

補正予算書の1ページをお開きをお願いいたします。

専決第8号でございます。

平成22年度壱岐市の三島航路事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ30万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,125万8,000円とする。以下記載のとおりでございます。平成23年3月31日付で専決をさせていただきます。

2ページから3ページは「第1表歳入歳出予算補正」について、それから5ページから7ページにつきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書について掲載をいたしております。

8ページをお開きを願います。

2の歳入の予算補正について御説明をいたします。1款使用料及び手数料でございますが、船舶使用料、すなわち「フェリーみしま」の使用料の実績により、395万7,000円を増額して計上いたしております。これは公共事業、すなわち原島給食調理場の建設事業、それから地域情報通信基盤整備事業の実施に伴いまして、工事関係者の乗船、それから工事関係車両の航送の増が、補正増の主たる理由でございます。

2款の国庫支出金でございますが、航路費補助金として、確定によりまして1,564万8,000円を増額して計上いたしております。これは、燃料費等の高騰などによるものでございます。

3款の県支出金につきましては、航路費補助金を392万5,000円減額して計上いたしております。これは、国庫補助金が増額したことによるものでございまして、ちなみに県支出金の航路費補助金は、欠損補助的な性格を持つものでございます。国庫補助金が増になれば、こちらは減になるというものでございます。

4款の繰入金につきましては、国庫補助金などの確定によりまして1,598万1,000円の減額計上でございます。

10ページをお開きください。

3の歳出の予算補正について御説明をいたします。1款運航費、1項運航管理費でございます。1目の一般管理費につきましては財源の調整でございます。2目の業務管理費につきましては台船の借り上げ料の減額をいたしております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

〔総務部長（提 賢治君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 川原財政課長。

〔財政課長（川原 裕喜君） 登壇〕

財政課長（川原 裕喜君） 承認第9号、平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて御説明を申し上げます。

平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。本日の提出でございます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

専決第9号、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年度壱岐市の一般会計補正予算（第1号）の専決処分でございます。

専決処分の理由は、当初23年度、イルカの導入については、抽せん会による申し込みにしておりましたが、1月にイルカ2頭が急死し、イルカパークの運営上、急遽増頭する必要になったことから、和歌山県太地町及び太地町漁協を訪問し、イルカ導入をお願いしたところ、今の時期なら財団法人「太地町開発公社」にて飼育中のイルカを販売することが可能とのことで回答を得たので、急遽購入に踏み切ったものであり、市議会を招集する時間的余裕がなかったことが明らかであると認め、平成23年4月4日付をもって専決処分したものであります。

平成23年度壱岐市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ672万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ227億4,172万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

2、3ページをお開き願います。

「第1表歳入歳出予算補正」、歳入及び歳出について。補正の款項の区分の補正額等につきましては、「第1表歳入歳出予算補正」に記載の2ページから5ページのとおりでございます。歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書で、後ほど説明をいたします。

それでは、補正予算について歳入歳出予算事項別明細書により、主な補正内容を御説明申し上げます。

8、9ページをお開き願います。

まず、歳入について御説明いたします。19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、前年度繰越金補正財源として672万円を追加して補正をいたしております。

次に歳出ですが、10、11ページをお開き願います。

6款商工費、1項商工費、4目観光費、役務費及び備品購入費の672万円の補正は、イルカの運搬料として63万円とイルカ3頭、雄1頭、雌2頭購入に係る経費として609万円を補正をいたしております。

なお、資料3にて、平成23年度4月4日専決補正予算概要で、詳細な概要について記載いたしております。

以上で、平成23年度壱岐市の一般会計補正予算（第1号）についての専決処分の報告を終わります。御承認のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、承認第10号、平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて御説明を申し上げます。

平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるところでございます。本日の提出でございます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

専決第10号、専決処分書、地方自治法第179条の規定により、平成23年度壱岐市の一般会計補正予算（第2号）の専決処分でございます。

専決処分の理由。今回の東日本大地震は、東北地方を中心に、広域にわたって甚大な被害をもたらしました。被災地の復興に当たっては、多くのボランティアが必要な状況です。

壱岐市では、被災された方々の早期の生活再建を支援するため、災害ボランティアによる被災地支援に、緊急的に活動が必要なため、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、平成23年5月25日付をもって専決処分したものでございます。

平成23年度壱岐市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ458万円8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ227億5,630万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

2、3ページをお開き願います。

「第1表歳入歳出予算補正」、歳入及び歳出について。補正の款項の区分の補正額等については、「第1表歳入歳出予算補正」に記載の2ページ、3ページのとおりでございます。歳入歳出

予算補正につきましては、事項別明細書で後ほど御説明をいたします。

それでは、補正予算について歳入歳出予算事項別明細書により、主な補正内容を御説明申し上げます。

8、9ページをお開き願います。

まず、歳入について御説明をいたします。19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、前年度繰越金補正財源として458万8,000円を追加して補正をいたしております。

次に歳出ですが、10、11ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、12目災害諸費、旅費及び需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入の458万8,000円の補正は、災害ボランティア20名の派遣経費は139万4,000円で、旅費、消耗品、ボランティア保険、大型バス借り上げ及びフェリー航送料を計上いたしております。

また、被災地への職員派遣経費として306万9,000円を旅費、消耗品、運搬料、レンタカー借り上げ料、備品購入費等を計上いたしております。

そして、被災者受けに係る公営住宅の光熱水費として12万5,000円を補正いたしております。

なお、資料4にて、平成23年度5月25日専決補正予算概要で、詳細な概要について記載いたしております。

以上で、平成23年度吉岐市の一般会計補正予算（第2号）についての専決処分の報告を終わります。御承認のほどよろしく願いいたします。

続きまして、報告第1号平成22年度吉岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

平成22年度吉岐市一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものでございます。

次のページをお開き願います。

「平成22年度吉岐市一般会計繰越明許費繰越計算書」でございます。繰越計算書の内容は、さきに議決をいただいております繰越明許費27億4,639万3,000円と3月31日専決をいたしました2,791万円であり、総額27億7,430万3,000円のうち、実際に翌年度に繰り越した額は合計27億2,759万2,139円で、全事業のその事業名、繰越額につきましては記載のとおりでございます。また、財源内訳はそこに示しております記載のとおりでございます。

なお、主なものは、きめ細かな交付金事業と廃棄物処理施設整備事業に要するものでございます。

そして、この繰越計算書の中の既収入特定財源の1,890万円は、5款農林水産業費、1項農業費、ふるさと農道緊急整備事業に係る地方債でございます。

以上で報告を終わります。よろしく申し上げます。

〔財政課長（川原 裕喜君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 後藤建設部長。

〔建設部長（後藤 満雄君） 登壇〕

建設部長（後藤 満雄君） 報告第2号について説明を申し上げます。平成22年度吉崎市簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について御説明を申し上げます。

平成22年度吉崎市簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。

繰越計算書でございます。水道管布設替補償工事2件の関係で121万8,000円を繰り越させていただいております。

以上、報告第2号の説明を終わらせていただきます。

〔建設部長（後藤 満雄君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 山内市民部長。

〔市民部長（山内 達君） 登壇〕

市民部長（山内 達君） 報告第3号について御説明いたします。平成22年度吉崎市特別養護老人ホーム事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について御説明いたします。

平成22年度吉崎市特別養護老人ホーム事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするところでございます。本日の提出でございます。

次のページをご覧くださいと思います。

繰越明許費でございますけれども、設計業務に係る予算2,064万8,000円を繰り越しをいたしております。

内訳といたしまして、設計委託料の1,796万4,000円、それから建築確認に伴うもので268万4,000円でございます。

以上で説明を終わります。

〔市民部長（山内 達君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 後藤建設部長。

〔建設部長（後藤 満雄君） 登壇〕

建設部長（後藤 満雄君） 報告第4号平成22年度吉崎市水道事業会計予算の繰越計算書の報

告について御説明を申し上げます。

平成22年度吉岐市水道事業会計予算を次のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。

繰越計算書でございます。これ、工事が4件ございまして、上水道整備事業であります亀川中継ポンプ所の新築工事に関します4件の工事でございます。

1件目で土木・建築工事、これ本体工事でございます。で、繰越額は1,075万4,100円でございます。これの主な繰り越しの理由でございますが、ポンプ井、これは水槽を、長さ6メートル、幅3メートル、高さが2.45メートルの水槽を製作するわけですが、これの塗装関係に不測の日数を要するがために、以下これに関します機械設備工事、電気計装工事、それに設計監理業務がそれぞれ追隨する形で繰り越しをせざるを得ない状況になったということでございます。

それで、2番目の亀川中継ポンプ所の機械設備工事繰越額は724万4,500円でございます。

それから3つ目が、同じく電気計装工事の分でございますが、これが繰越額が2,382万7,450円でございます。

それから、これに伴います設計監理業務委託でございますが、402万9,900円で、合計4,585万5,950円を繰り越させていただいております。

以上で報告第4号の説明を終わらせていただきます。

〔建設部長（後藤 満雄君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 提総務部長。

〔総務部長（提 賢治君） 登壇〕

総務部長（提 賢治君） それでは、議案第47号につきまして説明を申し上げます。長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成23年3月31日をもって、長崎縣市町村総合事務組合から、南高北東部環境衛生組合を脱退せしめ、長崎縣市町村総合事務組合の規約を次のとおり変更することについて議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、平成23年3月31日をもって南高北東部環境衛生組合が解散したことに伴い、長崎縣市町村総合事務組合の共同処理する団体に変更が生じるものでございます。

次のページをお開きください。

長崎縣市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約でございます。別表第1を次のように改

めるものでございます。

別冊の資料といたしまして、資料1として議案関係資料がございますが、その3ページに新旧対照表を添えておりますので、こちらのほうで説明をさせていただきたいと存じます。

左が現行、右が改正案でございます。ご覧のように、改正案は組合を組織する組合市町村13市8町と13の組合などの34団体でございます。

次に、別表第2についても新旧対照表で説明をさせていただきますけれども、改正案、組合の共同処理する事務と団体でございますが、4ページをお開きを願います。

第3条第9号に関する事務、これは非常勤職員公務災害補償に関する事務でございます。

それから、5ページの一番の下のほうになりますけれども、3条13号に関する事務、これは職員の研修に関する事務でございます。

この2つの事務を共同処理しておりましたので、所要の改正を行おうとするものでございます。

附則といたしまして、この規約は、長崎県知事の許可の日から施行し、平成23年4月1日から適用しようとするものでございます。

続きまして、議案第48号について御説明を申し上げます。壱岐市長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてでございます。

壱岐市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますけれども、4月26日早朝に市役所郷ノ浦庁舎で発生をいたしました火災につきまして、行政責任を明確にするため、市長の現行の給料を1カ月間、10分の1を減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

壱岐市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例。壱岐市長等の給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。附則に次の1項を加える。5といたしまして、第2条に規定する市長の平成23年7月に支給する給料の月額、同条に定める額から100分の10を減じて得た額とする。附則といたしまして、この条例は、平成23年7月1日から施行するというものでございます。

敷衍して申し上げますと、市長に対して平成23年7月に支給する給料の月額、これを10分の1を減額して支給をする。そのために、所要の改正を行うというものでございます。

以上で議案第48号の説明を終わります。御審議の上、御決定いただきますよう何とぞよろしくお願いいたします。

〔総務部長（提 賢治君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 山内市民部長。

〔市民部長（山内 達君） 登壇〕

市民部長（山内 達君） 議案第49号 岐阜市税条例の一部改正について。岐阜市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地方自治法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

岐阜市税条例の一部を次のように改正するものでございます。内容については記載のとおりで、説明につきましては、新旧対照表も配付をいたしておりますけれども、市民部関係参考資料のほうで御説明を申し上げます。

資料の3ページをお開き願います。

条例の改正の理由でございます。1)番でございますが、地方自治法の一部改正により、地方開発事業団について、長期にわたって設立の事例がなく、今後、存置する意義がないと見込まれることにより廃止となりました。

次に、東日本大震災関係でございますけれども、の個人住民税関係、それから の住宅借入金等特別税額の控除の適用、それから の固定資産税関係についてが改正の理由でございます。

具体的には、岐阜市の条例の改正部分で御説明を申し上げますけれども、1)番、「地方開発事業団」を削るというもので、2)番で東日本大震災関係で、個人住民税について雑損控除の適用を平成23年度個人住民税より受けることができるようになったということでございます。

次に、 に住宅借入金等の特別税額控除の適用を受けていた住宅が、東日本大震災により居住できなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続きまして税額控除ができるということでございます。

次に、 の固定資産税について、東日本大震災により、滅失・損壊した住宅の敷地の土地を被災以後10年間分について当該土地を住宅用地とみなすことにより、固定資産税の特例の適用を受けようとする方がすべき申告等について定めております。

次に、3)で2)につきまして、指定地域5県の被災者の中には、いまだに避難生活をされて住まわれている方が多くおられるわけでございますけれども、広く被災者の方々に税の軽減・特例に関する情報を周知する必要があることから、今回、税条例の改正の必要があるということでございます。

米印に書いておりますけれども、現在、岐阜市に該当する方はわずかな人数でございます。その中で、23年度につきましては、該当者はございません。

次に、 について固定資産税の特例を受けようとする方の申告についてのことになりますけれども、これについては、岐阜市には該当者がございませんということでございます。

それから次に、条例改正以外の部分でございますけれども、これは主に東北地方が該当すると思われましても、1番から法人、固定、それから不動産とか自動車とか、その他、6項目程度が対象になるということでございます。

条例の施行日は公布の日からでございますけれども、市民への周知方法で、壱岐市に避難中の該当者の方には通知の予定でございます。

以上で説明を終わります。

〔市民部長（山内 達君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 久田病院部長。

〔副市長兼病院部長（久田 賢一君） 登壇〕

副市長兼病院部長（久田 賢一君） 議案第50号壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

提案理由は、「分娩料」につきましては、県内各医療機関と比較して格差が大きく是正の必要があるため、基本料金を引き上げるとともに、時間外割り増し料金を設定することにより所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

分娩料の額を現行の16万円から21万円へ改正をいたします。

それから、双胎児分娩の場合は、1.5倍とする。このところは変更ございません。

平日8時から18時以外の分娩の場合、いわゆる時間外のときは、2万円を加算した額とします。

なお、改正後の分娩費用は、39万7,050円から、個室7日利用の場合で43万8,050円となります。

附則としまして、この条例は、平成23年7月1日から施行いたします。

以上でございます。

〔副市長兼病院部長（久田 賢一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 村田教育次長。

〔教育次長（村田 正明君） 登壇〕

教育次長（村田 正明君） それでは、議案第51号について御説明をいたします。

壱岐市学校給食センター等設置条例の制定について。壱岐市学校給食センター等設置条例を別紙のとおり定めるものでございます。本日の提出でございます。

提案理由でありますけれども、現行の郷ノ浦、勝本、石田の学校給食センター及び共同調理場

と芦辺町内の学校給食自校方式7校を統合し、壱岐市学校給食センターと原島学校給食調理場を設置するに当たり、従来の条例を廃止し、新たに条例を制定するものでございます。

次のページ、本文でありますけれども、壱岐市学校給食センター等設置条例、第1条の趣旨でありますけれども、地方自治法第244条の2の規定に基づき、学校給食センター及び学校給食調理場の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条、設置でございますけれども、本市に次のセンター等を設置をいたします。まず、壱岐市学校給食センターは壱岐市勝本町立石東触36番地1、次に、原島学校給食調理場は壱岐市郷ノ浦町原島305番地でございます。

第3条、管理関係でありますけれども、教育委員会が常に良好な状態において管理し、設置目的に応じて最も効率的に運営をしなければならないということでございます。

第4条、委任でありますけれども、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項につきましては、教育委員会規則で定めさせていただきます。

附則といたしまして、施行期日でありますけれども、この条例につきましては、平成23年7月31日から施行いたします。

これに伴いまして、2番目といたしまして、従来の条例は廃止をするということでございます。以上でございます。

〔教育次長（村田 正明君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 桝崎農林水産部長。

〔農林水産部長（桝崎 文雄君） 登壇〕

農林水産部長（桝崎 文雄君） それでは、議案第52号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について御説明を申し上げます。

地方自治法第9条の5第1項の規定により本市内にあらたに生じた次の土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を次のとおり変更するものでございます。本日の提出でございます。

提案理由、壱岐市郷ノ浦町長島字棚地先の大島漁港長島地区の公有水面埋め立てにより生じた土地について、議会の議決を経て、確認し、字の区域を変更しようとするものでございます。

次のページをお願いいたします。

位置、壱岐市郷ノ浦町長島字棚8の2、37、及び37の1から37の3まで地先。面積、245.02平方メートル。編入する区域、字棚。

次のページをお願いいたします。

次のページに位置図と字図を添付いたしております。この埋め立ての目的につきましては、船揚げ場の施設の整備ということでございます。

続きまして、議案第53号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について御説明を申し上げます。

地方自治法第9条の5第1項の規定により本市内にあらたに生じた次の土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を次のとおり変更するものでございます。本日の提出でございます。

提案理由、壱岐市郷ノ浦町渡良浦字城海地先の郷ノ浦港の公有水面埋め立てにより生じた土地について、議会の議決を経て、確認し、字の区域を変更しようとするものでございます。

次のページをお願いいたします。

位置、壱岐市郷ノ浦町渡良浦字城海1の4、53及び56+57地先。面積、4,924.82平方メートル。編入する区域、字城海。

次のページをお願いいたします。

位置図と字図を添付いたしております。土地の利用につきましては、ここに記載のとおり、ターミナル用地、それから駐車場、船揚げ場等々でございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

〔農林水産部長（桝崎 文雄君） 降壇〕

議長（牧永 護君） お諮りします。12時過ぎましたけど、どういうふうにしましょうか、続けていいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） それでは、説明を続けたいと思います。川原財政課長。

〔財政課長（川原 裕喜君） 登壇〕

財政課長（川原 裕喜君） 議案第54号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

平成23年度壱岐市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,943万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ230億1,574万2,000円とします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により定めております。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」によるものでございます。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表地方債補正」によるものでございます。本日の提出でございます。

2、3ページをお開き願います。

「第1表歳入歳出予算補正」。歳入及び歳出の補正の款項の区分の補正額等については、「第1表歳入歳出予算補正」に記載の2ページ及び3ページのとおりでございます。歳入歳出予算補正の内容については、事項別明細書で後ほど御説明をいたします。

4ページをお開き願います。

「第2表債務負担行為補正」。1、追加、平成23年度国民宿舎壱岐島荘改修工事に係る事業費総額1億7,216万3,000円に対して、平成24年度で限度額1億362万3,000円及び国民宿舎壱岐島荘管理委託料総額3,176万円に対して、平成24年度で限度額1,650万円を債務負担行為するものでございます。

5ページをお開き願います。

「第3表地方債補正」1、変更、過疎対策事業債、補正前限度額7億5,210万円を補正後限度額7億5,090万円に、公共下水道事業補助の120万円を減額し、補正しております。

それでは、事項別明細書により主な内容について御説明をいたします。

10、11ページをお開き願います。

まず、歳入について御説明申し上げます。

10款地方交付税、普通交付税7,462万7,000円を追加いたしております。

12款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林水産業費分担金、市営土地改良事業地元分担金、木田地区は増額し、新城地区は追加増により分担金26万7,000円を追加いたしております。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、社会福祉費補助金を当初のセーフティーネット支援対策等事業からなっております。

また、老人福祉費補助金の24時間対応サービス等推進事業に係る補助金2,003万円を追加し、24年度から新サービスとして開設される「24時間対応定期巡回随時対応サービス」、国のモデル事業として取り組むものでございます。これは、市を経由する事業でございます。

5目土木費国庫補助金、道路事業費補助金は、昨年に引き続き、天ヶ原地区の排水整備に係るもので、地方改善施設整備事業費補助金500万円を追加いたしております。

15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、社会福祉費補助金は、民生費国庫補助金、社会福祉費補助金で説明をいたしましたとおり、セーフティーネット支援対策等事業から緊急雇用創出事業臨時特例基金事業へ154万5,000円を予算組み替えをいたしております。児童福祉費補助金につきましては、「NPプログラム養成講座修了者資格向上フォローアップ研修」に係る子育て支援対策臨時特例交付金、安心こども基金43万6,000円を追加いたしております。

また、4目農林水産業費県補助金、農業費補助金中山間地域等直接支払制度事業費補助金は、離島平場が対象となることに伴う補助金10万円を追加いたしております。

ふるさと振興基盤整備事業は、阿彦地区の事業中止に伴い、鮎川地区、郷ノ浦壱岐地区、排水路を追加し、その排水路に係る補助金72万円を追加しており、事業費の100分の50が県補助金でございます。

耕作放棄地解消緊急整備事業は、木田地区増加、新城地区の追加に係るもので、補助金504万円を追加いたしており、事業費の100分の80が県補助金であります。

本年度から始まるながさき農山村活性化支援事業は3カ年事業で、1地域をモデル集落に設定し、農山村資源保全向上や、有効活用した地域ビジネスの展開や創出を促す取り組みを総合的に支援する事業であり、これを定額補助金50万円を追加いたしております。

また、5目商工費県補助金、1節商工費県補助金、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金は、雇用及び就業機会を創出する事業で、補助金109万7,000円を追加いたしております。事業費の10分の10が県補助金であります。

また、7目教育費県補助金、2節学校給食費補助金、学校給食等県産物供給事業費補助金は、学校給食物資の安定的な納入システムの組織づくりと地域農産物の活用を図り、学校給食などで消費する需給体制を確立し地産地消を推進する事業で、補助金64万3,000円を追加いたしております。

18款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金、地域振興基金繰入金は、国民宿舎壱岐島荘改修工事管理委託料及び国民宿舎壱岐島荘改修工事の財源として、基金より繰入金6,800万円を充当いたしております。

19款繰越金、1項繰越金について、前年度繰越金8,800万円を増額いたしております。

20款諸収入、4項雑入につきましては、市有建物災害共済金及び土地改良施設維持管理適正化事業の交付金の増額でございます。

21款市債、1項市債につきましては、公共下水道事業補助の補助内示額の減額により、減額を補正いたしております。

次に、14、15ページをお開き願います。

歳出について御説明いたします。主要事業で、主な内容について御説明をいたします。

6目企画費の需用費10万1,000円は、「離島交流少年野球大会」に係る諸経費及び補助金150万円は、「離島交流少年野球大会」参加費に要する経費を補正いたしております。

7目情報管理費の工事請負費の3,787万5,000円の補正は、情報通信基盤整備宅内工事の追加に伴うものに要する工事を補正いたしております。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の委託料の50万4,000円の補正は、

自立支援費給付事務の国保連合会委託に係る経費を補正いたしております。

5目介護保険事業費、報償費及び委託料の2,003万円の補正は、24年度から新しいサービスとして開設される「24時間対応定期巡回随時対応サービス」、国のモデル事業として取り組む経費でございます。これは、先ほど言いましたように、市を経由する事業でございます。

4款衛生費、2項清掃費、2目じんかい処理費、需用費、委託料、工事請負費の2,042万5,000円の補正は、焼却灰保管庫建屋設置工事、テント倉庫等に係る経費を補正いたしております。

18、19ページをお開き願います。

3項水産業費の2目水産業振興費、負担金補助及び交付金の93万4,000円の補正は、長崎俵物及び地域ブランド水産物の商品開発、改良及び安定生産品質向上対策等に係る経費を補正いたしております。

3目漁港管理費、公有財産の購入費の392万8,000円の補正は、板浦地区渡良東船だまり施設への進入道路確保のための用地購入に係る経費を補正いたしております。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、役務費及び委託料、工事請負費の786万円の補正は、現勝本給食センター跡地を企業誘致用施設として活用を図るために、内部改修や工事の、浄化槽工事に係る経費を補正いたしております。

4目観光費、役務費及び委託料、工事請負費の8,386万4,000円の補正は、国民宿舎壱岐島荘の耐震補強工事にあわせて、建築基準法不適格部分の改修及びリニューアル工事に要する経費を補正いたしております。これは、平成23年度から24年度に行う事業でございます。全体事業費は1億7,216万3,000円であり、今回、6月補正で、改修事業に対し1億362万3,000円を債務負担行為補正をいたしております。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路橋梁維持費、需用費は市道修繕料として1,200万円を増額補正いたしております。工事請負費は、市道久喜線の落石防護ネット設置工事に要する経費を補正いたしております。また、原材料の600万円は、市道初尾線整備に係る経費を補正いたしております。

次に、22、23ページをお開き願います。

10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農地及び農業用施設災害復旧費、工事請負費及び負担金補助及び交付金の161万7,000円の補正は、5月10日、11日、大雨による小規模災害復旧工事7件と農地及び農業用施設災害復旧事業1地区に係る経費を補正いたしております。

給与費明細は25ページに、次に、26、27ページに債務負担行為の翌年度の支出予定額等に関する調書をそれぞれに記載いたしております。債務負担行為の翌年度支出予定額は1億

2,012万3,000円となります。

次の28ページに、地方債の見込みに関する調書をそれぞれに記載いたしております。地方債の当該年度末現在高、見込み額は305億3,381万8,000円となります。

なお、資料5の平成23年度6月補正予算(案)概要で、詳細な概要並びに基金の状況、見込み額について記載いたしておりますので、主な内容のみの説明とさせていただきます。

以上で平成23年度壱岐市一般会計補正予算(第3号)について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長(川原 裕喜君) 降壇〕

議長(牧永 護君) 山口保健環境部長。

〔保健環境部長(山口 壽美君) 登壇〕

保健環境部長(山口 壽美君) 議案第55号平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

平成23年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億4,556万5,000円とする。

2項については、記載のとおりでございます。本日提出でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

歳入ですが、1目財政調整交付金につきましては、財源調整のため、70万8,000円を減額させていただいております。

繰入金、一般会計繰入金109万7,000円につきましては、緊急雇用創出事業の補助金を活用して、健診普及員を雇用して健診受診率向上を図る計画でございます。

10ページ、11ページをお開きください。

8款の保健事業費に財政調整交付金を充当していなかったため、こういう形の補正を組ませていただいております。決算時に調整をいたしたいと思っております。

歳出の主なものでございますが、事務雇いと看護師雇いを各1名、当医者を含めて、5カ月を雇用する予定をいたしております。

以上で議案第55号の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

〔保健環境部長(山口 壽美君) 降壇〕

議長(牧永 護君) 後藤建設部長。

〔建設部長(後藤 満雄君) 登壇〕

建設部長（後藤 満雄君） 議案第56号平成23年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

平成23年度壱岐市の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ430万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,517万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開きを願います。

歳入歳出予算補正を記載をいたしております。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。

2、歳入。4款繰入金でございますが、一般会計から繰入金を400万円増額をお願いをいたしております。これは、県道の湯本勝本線の水道管布設替工事に伴いますものでございます。

6款の諸収入、雑入で30万円の工事補償金を計上いたしております。これは、市道の八口線刈田院川の改修に伴いまして、久保内橋の改修を行います。これに伴います水道管の布設の仮買いの補償79メートル分でございます。

次に、10ページ、11ページをお開きを願います。

3の歳出、1款総務費でございますが、工事請負費で、先ほどの2件工事430万円を計上いたしております。

以上で56号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第57号平成23年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

平成23年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ500万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,465万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。本日の提出でございます。

4ページをお開きを願います。

「第2表地方債補正」でございます。

下水道事業債を、今回120万円減額をいたしておりまして、限度額6,460万円といたしております。

次に、8ページ、9ページをお開きを願います。

2、歳入でございます。3款の国庫支出金でございますが、250万円の減額補正をお願いをいたしております。

5款の繰入金でございますが、一般会計より130万円の減額をお願いをいたしております。

8款の市債でございますが、公共下水道事業分の減額によりまして、120万円を減額をいたしております。

次に、10ページ、11ページをお開きを願います。

3、歳出でございます。1款の下水道事業費でございますが、施設整備費といたしまして、今回、事業費の減額分500万円を減額補正をお願いいたしております。主なものとしましては、委託料が、今回2,600万円の減額、そして工事請負費に2,100万円の増額いたしております。これは、当初予算におきまして、ことしの公共下水道の事業で、管路等マンホールポンプを3カ所設置する計画であります。マンホールポンプの設置箇所が想定よりも少し高低差が多ございまして、これらに多大な費用を要します。管路につきましては、予定どおり布設をすることができませんが、このままやりますと、供用開始が本年度することができないような状態になってまいりました。そこで今回、13節と15節を入れかえまして、供用開始が今年度中にでき、そして事業の効果が早期発生できるように、今回組み替えさせていただくようお願いをいたしております。

次に、12ページをお開き願います。

これにつきましては、地方債の前々年度、前年度、それから当該年度末におきます予定額を記載をいたしております。

以上で第57号の議案を説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔建設部長（後藤 満雄君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 山内市民部長。

〔市民部長（山内 達君） 登壇〕

市民部長（山内 達君） 議案第58号平成23年度吉岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成23年度吉岐市の特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,706万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億5,488万9,000円とする。

第2項は、記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

次に、8ページをお開きください。

歳入ですが、財政調整基金から7,706万1,000円を繰り入れることにいたしております。

次に、10ページをお願いいたします。

新たな施設の建設場所に係る施設整備費といたしまして、建築確認申請手数料、委託料として、地質調査委託費、設計業務委託費、測量業務委託費をそれぞれ予算を計上いたしております。

以上で説明を終わります。

〔市民部長（山内 達君） 降壇〕

議長（牧永 護君） これで市長提出議案に対する説明が終わりました。

日程第29・発議第4号

議長（牧永 護君） 次に、日程第29、発議第4号指定外来種等による生態系等に係る被害の防止に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出議員の趣旨説明を求めます。17番、瀬戸口和幸議員。

〔提出議員（瀬戸口和幸君） 登壇〕

提出議員（17番 瀬戸口和幸君） 発議第4号指定外来種等による生態系等に係る被害の防止に関する条例の制定についてを説明をいたします。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提出者、壱岐市議会議員瀬戸口和幸。

賛成者、壱岐市議会議員田原輝男議員、同じく久間進議員であります。

提案理由、有害鳥獣は生態系、人の生命もしくは身体または農林水産業に係る深刻な被害や、そのおそれを生じさせているものがあり、これらの生物による被害を防止することは、市民生活の安定向上に資すると考えます。

この条例は、有害鳥獣の飼養等を規制し、有害鳥獣の防除等の措置を講じようとするものであります。

提案理由の具体的な例としましては、皆さん御存じのとおり、台湾リスについて、農林業の被害は甚大でございまして、これの防除のために多大の経費を要していることは御存じだと思います。それから、昨年6月ごろからイノシシの出没も見られております。それから、渡良、三島におきましては、タヌキ等が非常に繁殖しまして、農作物に対する被害も甚大ということ、それからまた、イノシシについては、対馬もしくは上五島、それから本土についても結構被害が生じております。

そのほか、また、最近のアライグマの被害も非常に顕著であるということもあると思いますの

で、そのような被害が壱岐にも、余り及ばないためにある程度規制する必要があるという趣旨でございます。

細部、条例の案について御説明を申し上げます。

目的、この条例は、有害鳥獣の飼養等を規制し、有害鳥獣の防除等の措置を講じることにより有害鳥獣による生態系に係る被害を防止し、人の生命及び身体の保護及び農林水産業の健全な発展に寄与することを目的とするということです。

ちょっと前後しましたが、この条例の成り立たせる構成としましては、本条例をもとにしまして、運用の細部につきましては、規則で定めるということにしております。

2条は、定義等でございます。「生態系等に係る被害」、それからこの対象にする「指定外来種等」2項です。それから、6条の関係で「指定野生鳥獣種の指定」ということで、2つのグループに分けております。

それで、定義の3項でございますが、前項の規定にかかわらず、「指定外来種等」の指定に当たっては、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律が平成16年で制定されております。この対象は、外国から進入する生物を97種、対象になっておりますので、これについてはこの条例では、この法律でカバーできるものとして除外するものとしております。

第3条、指定外来種等の指定。これは、ここで考えておりますのは、イノシシ、猿、シカ等に当たるかと思えます。それで、この指定外来種を飼養等及び放つことの禁止が第1項でございます。

第4条です。2項としまして、まあ、この飼養等を学術研究及び興行等のために飼養等をしようとする者は、あらかじめ市長に申請し許可を受ければよいこととしております。

それで、指定外来種等が壱岐に、もし進入もしくは増殖した場合の防除が5条関係でございます。

次のページ、第6条、指定野生鳥獣種の指定ということで、ここでは指定の対象として考えておりますのは、リス、タヌキ及びカラス等を考えております。

それで、これの指定野生鳥獣種の被害の防止は7条、それから、指定野生鳥獣種に対する禁止等が8条でございます。

で、この指定野生鳥獣種の防除等に当たるのは、第9条に触れております指定野生鳥獣種の地域協議会を編成して、これの防除等に当たるようにしております。

第10条、罰則等でございます。この条例に、第4条第2項の規定に、許可を受けずに、4条の1項の規定に違反した者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処するというようにしております。

それから第11条で、第5条に規定する防除の実施が必要となった場合、指定外来種等のが防

除が必要になった場合は、その原因となった行為をした者がいるときは、その防除の実施が必要になった限度においてその費用の全部または一部を負担させることができると。負担金の徴収方法については、規則で決めることにしております。

あと、細部の運用に関しては規則で定めると。

それで、この条例としての施行は23年8月1日からということにいたしております。

以上で発議第4号についての説明を終わります。

〔提出議員（瀬戸口和幸君） 降壇〕

日程第30・請願第1号

議長（牧永 護君） 次に、日程第30、請願第1号壱岐市特別養護老人ホーム建設予定地に関する請願についてを議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。13番、中田恭一議員。

〔紹介議員（中田 恭一君） 登壇〕

紹介議員（13番 中田 恭一君） 壱岐市特別養護老人ホーム建設予定地に関する請願書。壱岐市議会牧永議長あてでございます。

請願者、壱岐市勝本町、林昭、以下、勝本町、斉藤勝、中谷忠司、富場義数、下条和則、白川洋一朗、長谷川福和、鬼塚力、品川健治。

紹介議員としまして、私、中田恭一、大久保洪昭、豊坂敏文、町田光浩でございます。

請願の内容について。件名は「壱岐市特別養護老人ホーム建設予定地について」ということで。

要旨としまして、要介護入所者施設は、地震や津波等自然災害による被害防止対策としての高所移転する要あり、あわせて既設壱岐市養護老人ホームなどの福祉施設管理面から一体化を図り、地域活性化対策に寄与することということで。

3番目に理由を書いております。壱岐市特別養護老人ホーム建設予定地につきましては、平成21年度に壱岐市福祉施設検討委員会に諮問され、数回にわたり現地踏査等を重ねられ、平成21年11月13日に、最適地として、市有地である勝本町本宮南触148番1ほか（旧ヨーガの里）9,790平米の場所で、答申がなされました。その答申に向け、市当局では地域の方々と建設に向けた協議がなされましたが、承諾を得ることができず、埋立地での建設となり、実施設計も作成されて事務的業務が進められておりました中、去る3月11日東日本大震災では、地震と津波による未曾有の大災害が発生をしました。

このことから、当埋立地においては、海拔ゼロメートルであり、計画予定地の移転変更がやむなき事態となったことから、鯨伏地区公民館連絡協議会長を中心に、現在までに、地域住民の方々に、これまでの経過と経緯を十分に説明・周知をいたしまして、御理解と御承認を得ました

ので、ぜひとも答申地である市有地（旧ヨーガの里）に建設をお願いをいたします。

市当局におかれましては、何とぞ特段の事情を御賢察の上、御高配を賜りますようにお願いをいたしますということでございます。

よろしくをお願いをいたします。

〔紹介議員（中田 恭一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上で請願についての説明を終わり、質疑を行います。 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑はありませんので、請願第1号についての質疑を終わります。

・

議長（牧永 護君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

延会をいたしまして申しわけございません。

次の本会議は、6月17日午前10時から開きます。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後0時42分散会